

# 考 査 A

(27年)

受 検 地	受 検 番 号	氏 名
	頭符号(            )	

## 問 題

次の注意をよく読んでから始めてください。

### 【注意】

1. この問題は、すべて五枝択一式です。
2. 解答は、各問題とも選択枝のうち正解と思う番号を、答案用紙の解答欄に記入してください（答案用紙は別紙です。）。
3. この問題用紙の余白は、計算等に使用しても差し支えありません。
4. 建築基準法等の建築関係法令については、**平成 27 年 1 月 1 日現在**において施行されている規定により解答してください。
5. 解答に当たって、**地方公共団体の条例、規則等の規定の内容については、考慮しない**こととします。
6. この問題については、**検定終了まで在席していた者に限り、持ち帰りを認めず**（中途退出者については、持ち帰りを禁止します。）。

【No.1】 建築基準法の適用等に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設で、特定行政庁が指定したものは、建築基準法第 12 条の規定に基づく定期の報告の対象となる。
2. 建築物に関する工事用の図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書は、設計図書である。
3. 建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行の際、現に模様替の工事中の建築物がこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物の部分に対しては、原則として、当該規定は適用しない。
4. 駐車場法第 20 条の規定並びにこの規定に基づく命令及び条例の規定で、建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、建築基準関係規定である。
5. 建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるものは、建築材料ごとに国土交通大臣の認定を受けたものでなければならない。

【No.2】 建築基準法の手続等に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。ただし、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認等に関する特例はないものとする。

1. 建築主は、確認済証の交付を受けた建築物の計画について、当該建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更(建築物の高さの最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。)をして、当該建築物を建築しようとする場合であって、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものは、改めて、確認済証の交付を受ける必要はない。
2. 特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、その建築を許可した仮設興行場の新築については、確認済証の交付を受ける必要はない。
3. 建築主は、鉄骨造、平家建て、延べ面積 100m<sup>2</sup>の診療所を都市計画区域内に新築する場合には、検査済証の交付を受ける前であっても、建築物を使用することができる。
4. 現行の特殊建築物等の内装の規定に適合しない部分を有し、建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けている延べ面積 5,000m<sup>2</sup>の病院を、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替を行わずに、用途を変更して有料老人ホームとする場合においては、現行の特殊建築物等の内装の規定の適用を受けない。
5. 都市計画区域内にある木造、地上 2 階建て、延べ面積 100m<sup>2</sup>、高さ 9m の障害者支援施設において、屋根の過半の模様替を行う場合には、確認済証の交付を受ける必要はない。

【No.3】 特定行政庁等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 特定行政庁は、建築物の構造(建築基準法第3条第2項の規定により同法第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であると認められるため当該建築物の所有者に対して、相当の猶予期限を付けて、修繕を命じたにもかかわらず、当該所有者が修繕を行わない場合は、行政代執行法の定めるところに従い、みずから当該建築物を修繕することができる。
2. 特定行政庁は、建築基準法令の規定に違反した建築物の除却を当該建築物の所有者に命じようとするときに当該所有者から意見の聴取の請求があり、聴取を行う場合においては、命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の2日前までに、当該所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
3. 特定行政庁は、建築基準法令の規定に違反した建築物について使用禁止の命令をした場合、当該建築物の設計者等の氏名、住所等を、建築士法等の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。
4. 建築監視員は、建築基準法第9条第10項の規定の施行に必要な限度において、建築基準法令の規定に違反することが明らかな修繕の工事中の事務所の用途に供する建築物、当該建築物の敷地又は建築工事場に立ち入り、当該建築物を検査し、又は当該建築物の建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し必要な事項について質問することができる。
5. 建築監視員は、建築基準法令の規定に違反した建築物について、緊急の必要がある場合においては、当該建築物に対する措置の通知書の交付等の手続によらないで、当該建築物の所有者に対して、当該違反を是正するための工事を命ずることができる。

【No.4】 一般構造に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 幅が3mをこえる階段であっても、けあげが15cm以下で、かつ、踏面が30cm以上の場合には、中間に手すりを設けなくてもよい。
2. 高さ31mをこえる建築物(政令で定めるものを除く。)における排煙設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行うことができるものとしなければならない。
3. 住宅の居室の天窓における採光に有効な部分の面積を算定する際の採光補正係数は、地域又は区域の区分に応じて定めるところにより計算した数値に3.0を乗じて得た数値(当該数値が3.0を超えるときは3.0を限度とする。)とする。
4. 住宅の居室で地階に設けるものについては、国土交通大臣が定めるところにより、からぼりに面する開口部を設けた場合においても、居室内の湿度を調節する設備を設けなければならない。
5. 長屋の各戸の界壁の構造は、500Hzの振動数の音に対する透過損失が40dB以上である遮音性能を有するものとしなければならない。

【No.5】 高さ25mの鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物について保有水平耐力計算により安全性を確かめる場合、建築物の安全上必要な構造方法に関して建築基準法施行令で定める技術的基準に関する次の記述のうち、**正しい**ものはどれか。

1. 圧縮応力又は接触応力以外の応力が存在する構造耐力上主要な部分の材料として、鑄鉄を使用することができる。
2. 構造耐力上主要な部分である柱の主筋は、4本以上としなければならない。
3. 構造耐力上主要な部分である柱の鉄骨及び主筋の断面積の和は、コンクリートの断面積の 0.8%以上としなければならない。
4. 径が 16mmのボルトのボルト孔の径は、17mmを超えて大きくしてはならない。
5. 柱の出すみ部分に使用する異形鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。

【No.6】 建築物の構造計算に関する次の記述のうち、**正しい**ものはどれか。

1. 特定行政庁が指定する多雪区域以外における建築物について、構造耐力上主要な部分の断面に生ずる積雪時の長期の応力度を計算する場合、建築基準法施行令に規定する積雪荷重によって生ずる力の 0.7 倍の値を用いなければならない。
2. 限界耐力計算を行う際に、損傷限界耐力は、各階の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が材料強度に達する場合の各階の水平力に対する耐力により計算しなければならない。
3. 保有水平耐力計算において、建築物の地上部分について、地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって当該建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのないことを確かめた場合、地震力によって各階に生ずる層間変形角が  $\frac{1}{150}$  以内であることを確かめなければならない。
4. 大ばり、柱又は基礎の構造計算において、ささえる床の数が 5 の柱の垂直荷重による圧縮力を計算する場合には、集会場の固定席の集会室に連絡する廊下の床の積載荷重を  $2,560\text{N/m}^2$  とすることができる。
5. 堅いローム層の地盤の短期に生ずる力に対する許容応力度については、地盤調査を行わない場合、 $300\text{kN/m}^2$  とすることができる。

【No.7】 防火・耐火に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、「耐火性能検証法による検証」、「防火区画検証法による検証」は行われていないものとする。また、消防用設備等の設置による緩和はないものとする。

1. 高さが13m又は軒の高さが9mを超える建築物で、主要構造部である壁、柱又ははりの政令で定める部分の全部又は一部に可燃材料を用いたものは、原則として、主要構造部を準耐火構造とした建築物としなければならない。
2. 主要構造部を耐火構造とした劇場で、延べ面積が1,500m<sup>2</sup>を超えるものは、当該劇場の客席でその用途上やむを得ない場合を除き、原則として、床面積の合計 1,500m<sup>2</sup> 以内ごとに防火区画しなければならない。
3. 主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物については、延べ面積が 1,000m<sup>2</sup> を超える場合であっても、防火上有効な構造の防火壁によって区画しなくてもよい。
4. 給水管、配電管その他の管が準耐火構造の防火区画を貫通する場合には、当該管と準耐火構造の防火区画とのすき間をモルタル等の不燃材料で埋めなければならない。
5. 病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）の当該用途に供する部分については、その防火上主要な間仕切壁（自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。）は、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

【No.8】 避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 主要構造部を準耐火構造とした地上 2 階建て、延べ面積 1,200m<sup>2</sup> の物品販売業を営む店舗（避難階は 1 階とする。）で、2 階の売場の床面積の合計が 500m<sup>2</sup> のものには、2 階から避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設けなくてもよい。
2. 準防火地域内の準耐火建築物である地上 2 階建て、延べ面積 1,200m<sup>2</sup> の体育館の用途に供する部分で、天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものには、防火区画をしなくてもよい。
3. 病院の特別避難階段で、15 階以上の各階又は地下 3 階以下の各階における階段室及びこれと屋内とを連絡するバルコニー又は付室の床面積の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に  $\frac{3}{100}$  を乗じたものの合計以上としなければならない。
4. 建築物の高さ 31m 以下の部分にある 3 階以上の各階において、道に面する外壁面に直径 1m 以上の円が内接できる窓で、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものを当該壁面の長さ 10m 以内ごとに設けている場合には、非常用の進入口を設けなくてもよい。
5. 主要構造部を耐火構造とした地上 4 階建て、延べ面積 600m<sup>2</sup> の飲食店（居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの）の避難階においては、当該階段から屋外への出口の一に至る歩行距離は、40m 以下としなければならない。

【No.9】 建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. エスカレーター(所定の特殊な構造又は使用形態のものを除く。)は、踏段の幅を 1.1m以下とし、踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部の中心までの水平距離を 25cm以下としなければならない。
2. 地階を除く階数が 11 以上である建築物の屋上に設ける冷房のための冷却塔設備は、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合においては、主要な部分を不燃材料以外の材料で造ることができる。
3. かごの床面積が 4m<sup>2</sup> の乗用エレベーター(用途が特殊なエレベーターで国土交通大臣が定めるものを除く。)のかごの積載荷重は、18,900N を下回ってはならない。
4. 共同住宅の住戸で、準耐火構造の床若しくは壁又は所定の防火設備で床面積 200m<sup>2</sup> 以内に区画された部分にある居室については、窓その他の開口部で開放できる部分(天井又は天井から下方 80cm以内の距離にある部分に限る。)の面積の合計が、当該居室の床面積の  $\frac{1}{50}$  未満であっても、排煙設備を設けなくてもよい。
5. 事務所の用途に供する建築物において、発熱量の合計が 6kWのこんろ(密閉式燃焼器具等でないもの)を設けた調理室で、換気上有効な開口部を設けたものには、換気設備を設けなくてもよい。

【No.10】 都市計画区域又は準都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法等によらないで道を築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受ける場合において、当該特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めるときには、当該道の縦断勾配は 12%を超えることができる。
2. 特定行政庁は、延べ面積が 2,000m<sup>2</sup> の共同住宅の敷地が接しなければならない道路の幅員について、建築基準法第 43 条第 1 項の規定によっては避難又は通行の安全の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、必要な制限を付加することができる。
3. 土地区画整理法による新設の事業計画のある幅員 6mの道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものは、建築基準法上の道路である。
4. 特定行政庁は、道路の上空に設けられる病院の渡り廊下で、患者の通行の危険を防止するために必要なものを許可する場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。
5. 私道の変更によって、その道路に接する敷地が建築基準法第 43 条第 1 項の規定に抵触することとなる場合において、特定行政庁がその私道の変更を禁止しようとするときは、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対して、その命じようとする措置等を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書等を提出する機会を与えなければならない。

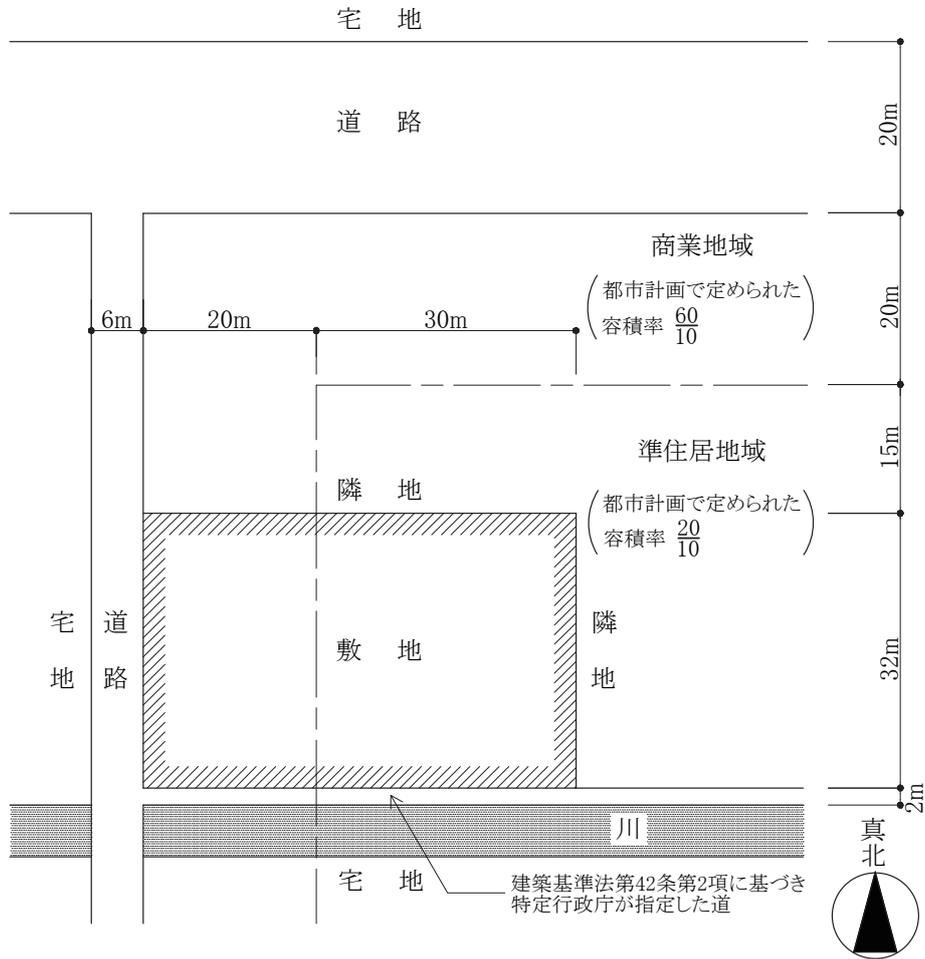
【No.11】 (イ)欄に掲げる用途地域において、(ロ)欄に掲げる建築物を新築しようとする場合、建築基準法第48条の規定により、**特定行政庁の許可を得なければ建築することができないものは、次のうちどれか。**

	(イ)	(ロ)
1.	第二種低層住居専用地域	地下1階:「住宅及び美容院」に附属する自動車車庫(床面積150m <sup>2</sup> ) 1階:美容院(床面積100m <sup>2</sup> ) 2階:住宅(床面積100m <sup>2</sup> )
2.	第二種中高層住居専用地域	1階:自動車車庫(床面積300m <sup>2</sup> ) 2階:事務所(床面積300m <sup>2</sup> ) 3階から5階:共同住宅(各階の床面積の合計900m <sup>2</sup> )
3.	第一種住居地域	1階:倉庫業を営む倉庫(床面積100m <sup>2</sup> ) 2階:飲食店(床面積100m <sup>2</sup> )
4.	近隣商業地域	1階:火薬50kgを貯蔵する倉庫(床面積100m <sup>2</sup> )及び事務所(床面積100m <sup>2</sup> ) 2階:事務所(床面積200m <sup>2</sup> )
5.	工業専用地域	1階及び2階:展示場(各階の床面積の合計3,000m <sup>2</sup> )

【No.12】 日影による中高層の建築物の高さの制限(以下、「日影規制」という。)又は建築物の各部分の高さの制限等に関する次の記述のうち、**建築基準法上、誤っているものはどれか。**

1. 準住居地域内の建築物(特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物を除く。)の隣地高さ制限において、天空率を適用する場合、天空率を算定する位置は、隣地境界線からの水平距離が16mだけ外側の線上の政令で定める位置とする。
2. 日影規制において、同一の敷地内に2以上の建築物がある場合については、これらの建築物を一の建築物とみなして適用する。
3. 避雷設備の設置を検討する場合においては、建築物の屋上部分にある階段室、昇降機塔の高さは、当該建築物の高さに算入する。
4. 建築物の敷地の地盤面が隣地の地盤面より1.8m低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、40cm高い位置にあるものとみなして隣地高さ制限を適用する。
5. 日影規制において、建築物が日影時間の制限の異なる区域の内外にわたる場合には、その建築物の全部について、敷地の過半の属する区域の制限を適用する。

【No.13】 図のような敷地において、建築基準法上、**新築することができる建築物の容積率（同法第 52 条に規定する容積率）の最高限度**は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定、許可等は考慮しないものとする。



1.  $\frac{26.40}{10}$
2.  $\frac{31.50}{10}$
3.  $\frac{33.60}{10}$
4.  $\frac{36.00}{10}$
5.  $\frac{43.20}{10}$

【No.14】 防火地域又は準防火地域に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 防火地域内に築造する高さ 3mの広告塔で、建築物の屋上に設けるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。
2. 防火地域内に建築する準耐火建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
3. 防火地域内においては、一戸建ての住宅に附属する延べ面積 20m<sup>2</sup>の平家建ての勉強部屋で、外壁及び軒裏が防火構造のものは、木造の建築物とすることができる。
4. 防火地域内においては、平家建て、延べ面積 200m<sup>2</sup>の機械製作工場で、主要構造部が準不燃材料で造られたものは、準耐火建築物とすることができる。
5. 準防火地域内においては、地上 3 階建て、延べ面積 500m<sup>2</sup>の事務所は、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。

【No.15】 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築主は、指定確認検査機関から建築物の用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合で、用途の変更に関する工事が完了したときは、工事完了届を建築主事に提出しなければならない。
2. 高さ 20m、鉄製の旗ざおの築造については、確認済証の交付を受ける必要はない。
3. 総合的設計によって建築される 2 以上の構えを成す建築物の 2 以上の敷地が形成する一団地を、建築基準法の規定の一部の適用において、当該 2 以上の構えを成す建築物の一の敷地とみなす規定については、特定行政庁が当該 2 以上の構えを成す建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定することによって、その効力が生ずる。
4. 工事を施工するために新築する鉄骨造、地上 2 階建て、延べ面積 250m<sup>2</sup>の仮設事務所であっても、現場に設けないものは、確認済証の交付を受けなければならない。
5. 建築面積、建築物の高さ又は軒の高さを算定する際の地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が 3mを超える場合においては、その高低差 3m以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

【No.16】 次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、防火対象物には地階及び無窓階はないものとし、また、指定可燃物の貯蔵及び取扱いはないものとする。

1. 飲食店で、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものには、原則として、延べ面積が 1,400m<sup>2</sup> 以上の場合に屋内消火栓設備を設置しなければならない。
2. 延べ面積 500m<sup>2</sup> の飲食店を、開口部のない耐火構造の床又は壁で床面積の合計 250m<sup>2</sup> ごとに区画した場合には、自動火災報知設備を設置しなくてもよい。
3. 建築物の一部が住宅の用途に供されている場合には、原則として、当該住宅の用途に供されている部分に住宅用防災機器を設置しなければならない。
4. 消防法施行令別表第 1 に掲げる防火対象物のボイラー室で、床面積が 200m<sup>2</sup> 以上のものには、原則として、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置しなければならない。
5. かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造、管理等に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める。

【No.17】 次の行為のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、**建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない**ものはどれか。

1. 床面積の合計が 30m<sup>2</sup> の公衆便所の新築
2. 床面積の合計が 1,500m<sup>2</sup> の病院の新築
3. 床面積の合計が 2,000m<sup>2</sup> の百貨店の新築
4. 床面積の合計が 1,500m<sup>2</sup> の寄宿舍から老人ホームへの用途の変更
5. 床面積の合計が 3,000m<sup>2</sup> の体育館から工場への用途の変更



